

○都城市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

平成19年3月19日
告示第234号

種目	基準額	対象者	性能	耐用年数
更器	4,900円	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用できるもの(手すりをつけることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改造・改修を伴うものを除く。	8年
特殊マット	21,560円	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊便器	166,320円	上肢機能に障害がある者	足踏ペダルで温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改造・改修を伴うものを除く。	8年
特殊寝台	169,400円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
歩行支援用具	66,000円	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。ただし、設置に当たり住宅改造・改修を伴うものを除く。 (1) 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等になるもの	8年
入浴補助用具	99,000円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	8年
特殊尿器	73,700円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	5年
本位変換器	16,500円	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるために容易に使用できるもの	5年
車いす	77,440円	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	6年
頭部保護帽	13,380円	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
電気式たん吸引器	62,040円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	5年
クールベスト	22,000円	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年
紫外線カットクリーム	41,580円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	1年
ネブライザー(吸入器)	39,600円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	5年
パルスオキシメーター	173,250円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用できるもの	5年
ストーマ装具(消化器系)	113,520円	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	
ストーマ装具(尿路系)	149,160円	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	
人工鼻	128,700円	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	